

保育所の入所等に関する要領

令和3年12月10日制定

令和4年 1月 1日改訂

令和4年10月24日改訂

令和5年11月 1日改訂

1 目的

この要領は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）及び春日市教育・保育給付認定等及び保育所における保育の実施等に関する条例施行規則（平成26年規則第38号。以下「規則」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 教育・保育給付認定の取扱いについて

(1) 支援法施行規則第1条の5第10号に規定する、同条第1号から第9号に規定する各認定事由に類するものとして市が認めるもの（規則第5条の2）

ア 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業ではないが、育児のために休業し、同じ職場に復帰をする場合は、支援法施行規則第1条の5第9号に規定する育児休業をする場合とみなし、これにより同号に該当すること。

イ 上記アに掲げるもののほか、各認定事由に類するものとして市が認めるものは、個別に協議するものとする。

3 入所調整指数の取扱いについて

(1) 複数の事由に該当する場合（規則第7条別表第3の8の項）

ア 別表第3の1の項（就労）、4の項（介護又は看護）及び7の項（就学等）のうち、複数の事由に該当する場合、家庭保育が困難と認められる時間を合算し、割合が多い事由に係る指数を付与する。

(例)

・就労110時間と就学（専門学校）110時間の場合 ⇒就労50点

（就労220時間（110時間+110時間）とみなし、就労160時間以上の指数を付与）

イ 複数の事由に別表第3の3の項（疾病又は障害。ただし、別表第4区分2の部10の項の規定により調整指数が加算される場合を除く。）が含まれる場合、該当する事由に係る指数の一方に3点を付与する。

(例)

・就労130時間と一般療養の場合

⇒就労40点+複数該当3点

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ・内職 130時間と一般療養の場合 | ⇒疾病 30点＋複数該当 3点 |
| ・就労 130時間と身体障害者手帳 3級 | ⇒就労 40点＋複数該当 0点＋調整指数 3点 |

(2) 生計中心者の失業に該当する場合（規則第7条別表第4の6の項）

生計中心者（教育・保育給付認定保護者に限る。）の失業により、就労の必要性が高いと認められる以下の場合、調整指数として5点を付与する。

- ア 失業した生計中心者が求職活動を行う場合で、配偶者が疾病又は負傷のため、就労が困難なとき
- イ 失業した生計中心者が求職活動を行う場合で、配偶者が心身の障害により、就労が困難なとき
- ウ 失業した生計中心者、配偶者ともに求職活動を行うとき
- エ 失業した生計中心者が疾病又は負傷のため、就労が困難となり、配偶者が求職活動を行うとき
- オ 失業した生計中心者が心身の障害により、就労が困難となり、配偶者が求職活動を行うとき

(3) その他の場合（規則第7条別表第4備考5）

ア 上記(1)に類する以下の場合、調整指数を付与する。

- (ア) 就労、介護又は看護及び就学等のいずれか複数の状態に該当し、すべて単独では保育の必要性の認定基準（月64時間以上）を満たさないが、複数合算すれば基準を満たす場合は、家庭保育が困難と認められる時間を合算し、割合が多い事由に係る基本指数に準じて、調整指数を付与する。（※事由による基本指数は付与されない。）

(例)

- | |
|--|
| ・就労 60時間＋就学（専門学校）60時間の場合 ⇒就労 40点
（就労 120時間（60時間＋60時間）とみなし、就労 120～140時間の指数を付与） |
| ・内職 60時間＋就学（専門学校）50時間の場合 ⇒就労 20点
（内職 110時間（60時間＋50時間）とみなし、内職の指数を付与） |

- (イ) 就労、介護又は看護及び就学等のいずれか複数の状態に該当し、一方は保育の必要性の認定基準（月64時間以上）を満たし、他方は基準を満たさない場合は、家庭保育が困難と認められる時間を合算し、保育の必要性の認定基準を満たす事由に係る基本指数に準じて、指数を付与する。

(例)

- | |
|--|
| ・就労 70時間＋就学（専門学校）60時間の場合 ⇒就労 40点
（就労 130時間（70時間＋60時間）とみなし、就労 120～140時間の指数を付与） |
|--|

- (ウ) 別表第3の1の項、4の項又は7の項に該当（上記(ア)、(イ)を含む）し、かつ、保育の必要性の認定基準を満たさない疾病だが、「就労等が制限される状況である」

と確認できる場合、保育の必要性の認定基準を満たす事由に係る指数に3点を付与する。(※合算後の指数は50を超えないものとする。)

(4) 市内の保育所等に勤務する保育士(附則(平成26年規則第38号)第5項に規定する保育士を除く)の利用調整の特例(規則第7条別表4備考5)

市内の保育所等に勤務する保育士で、勤務時間が月160時間未満の者の調整指数について、以下のとおり定める。

配慮すべき事項		調整指数
教育・保育給付認定保護者が、保育士として市内の保育所等に就労をし、又は就労を予定している場合	1 常態として月当たり140時間以上160時間未満を就労	60
	2 常態として月当たり120時間以上140時間未満を就労	30
	3 常態として月当たり100時間以上120時間未満を就労	20
	1 常態として月当たり80時間以上100時間未満を就労	10

4 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は個別に協議を行うこととする。